

## 大槌町の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

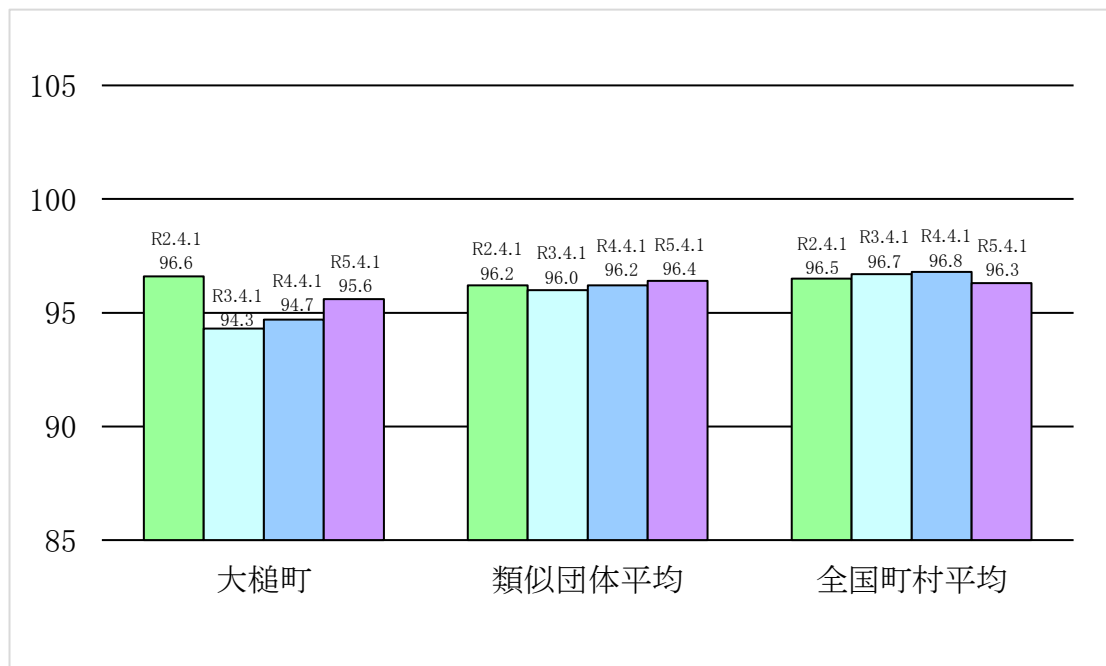
区 分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
4年度	10,932人	千円 10,555,763	千円 387,830	千円 1,096,620	10.4 %	9.0 %

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当 り給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	124人	千円 407,398	千円 62,106	千円 156,094	千円 625,598	千円 5,045	千円 5,447

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
4年度	円 349,857	円 348,842	円 1,015	% 0.29	% 0.58	% 0.3

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数 )		
4年度	月 4.38	月 4.30	月 0.08	月 0.10	月 4.40	月 4.40

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

##### ①給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成28年4月1日

(実施内容)一般行政職の給料表について、国の見直しに準じ、平均2%の引き下げ。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。また、激変緩和のため、3年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(減給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

—
---

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成28年4月1日実施）

(6)特記事項

**2 職員の平均給与月額、初任給等の状況**

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大槌町	39.8 歳	294,400 円	336,600 円	315,871 円
岩手県	42.1 歳	318,218 円	389,505 円	346,728 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
類似団体	41.3 歳	301,670 円	356,818 円	324,493 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		大 槌 町	岩 手 県	国
一般行政職	大学卒	176,800 円	186,800 円	185,200 円
	高校卒	155,900 円	155,900 円	154,600 円
技能労務職	高校卒	153,200 円	153,200 円	—
	中学卒	145,000 円	145,000 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

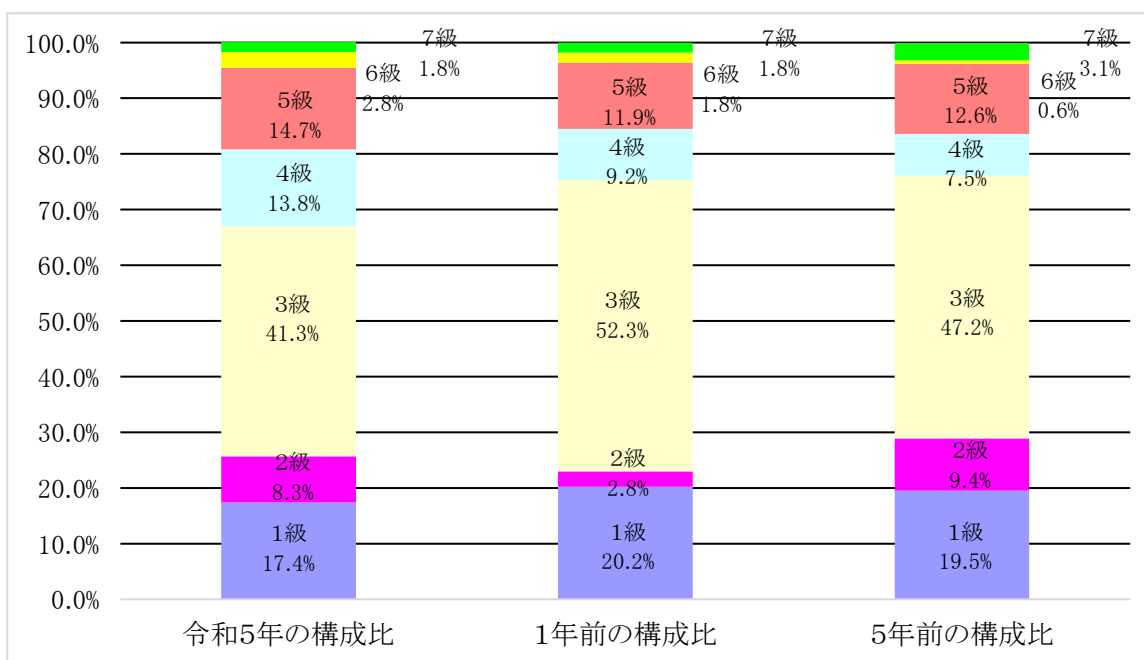
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	264,260 円	335,833 円	373,300 円	395,100 円
	高校卒	237,567 円	330,200 円	332,500 円	388,225 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

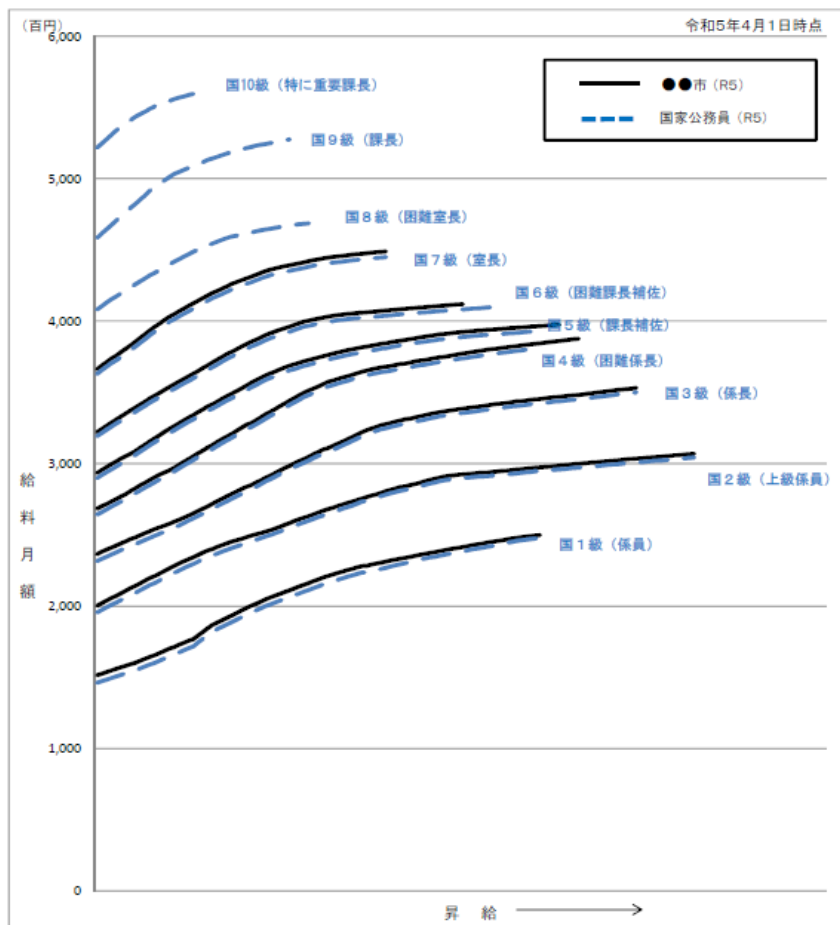
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	19 人	17.4 %	151,400円	249,800円
2 級	主事	9 人	8.3 %	200,200円	306,900円
3 級	主任・主査	45 人	41.3 %	236,400円	353,100円
4 級	主任主査	15 人	13.8 %	268,300円	387,600円
5 級	課長・主幹	16 人	14.7 %	293,300円	397,500円
6 級	参事	3 人	2.8 %	322,100円	411,900円
7 級	参与・技監	2 人	1.8 %	366,200円	448,900円

- (注) 1 大槌町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合) その後、平成23年に7級を追加している。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（大槌町）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

大槌町	岩手県	国
1人当たり平均支給額（4年度） 1,517 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,728 千円	—
（4年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 （1.35）月分（0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 （1.35）月分（0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （1.35）月分（0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（大槌町）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和6年度		令和6年度	

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

大槌町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）	
1人当たり平均支給額	2,444千円	17,451千円			

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	37,039 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	276 千円
支給実績（令和3年度決算）	46,762 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	334 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

### (4) その他の手当（5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給（月額：配偶者6,500円、子1人当たり10,000円、父母等1人当たり6,500円） ※16歳から22歳までの子には、5000円を加算	同じ	—	千円 13,981	円 225,500
住居手当	月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じて27,000円まで	異	限度額	千円 6,850	円 253,711
通勤手当	○交通機関利用者 1月当たり50,000円が限度額 45,000円までは運賃相当額を支給 45,000円を超える場合は越える額の1/2（最高5,000円）を加算  ○自動車等の交通用具利用者 通勤距離が2キロ以上の場合に、その距離に応じて2,000円から31,600円まで	同じ	—	千円 6,080	円 56,295
管理職手当	管理職にしきゅうされるもので、手当額は管理職の区分に応じ、給料月額の4%から10%	異	俸給の特別調整額として支給	千円 7,112	円 338,660
休日勤務手当	休日に勤務を命ぜられた職員に支給（1時間：勤務1時間当たり給与額の135/100）	同じ		— 千円	— 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給（勤務1回：4,400円）	同じ		— 千円	— 円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	町 長	666,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副 町 長	532,000 円	846,000円 / 556,500円 676,000円 / 479,000円
報 酬	議 長	280,000 円	354,000円 / 247,000円
	副 議 長	231,000 円	306,000円 / 193,000円
	議 員	216,000 円	288,000円 / 175,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(令和4年度支給割合) 3.3 月分	
	議 長 副 議 長	(令和4年度支給割合) 3.3 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 給与月額×40.38/100×在職月数	(1期の手当額) 12,908,678円
	副 市 町 村 長	給与月額×23.28/100×在職月数	5,944,780円
	備 考		(支給時期) 任期毎 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

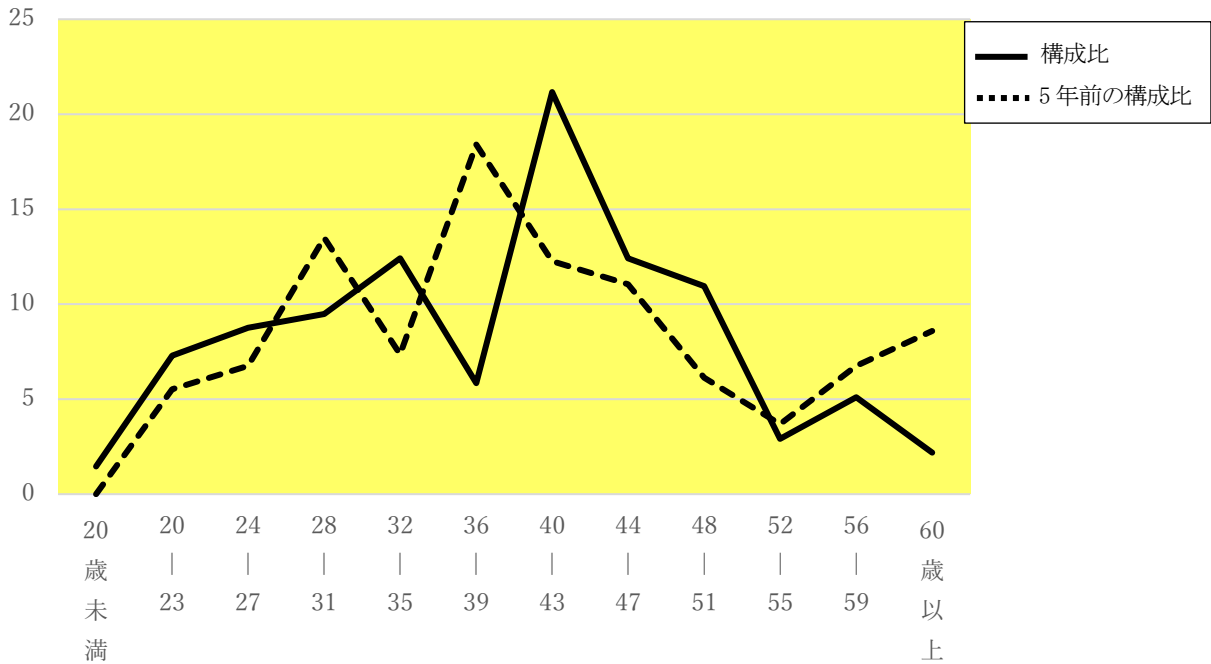
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門		区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令 和 5 年	令 和 4 年	令 和 5 年	令 和 4 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	3	3	0	<b>【総務・企画】</b> ・マイナンバーカード交付に係る窓口業務の増。 ・臨時交付金事業に係る職員増。 ・体調不良者の総務課への配属。 <b>【農林水産】</b> ・農業委員会職員の併任。 <b>【土木】</b> ・任期付職員の任期満了による退職。	
		総務・企画	34	31	3		
		税務	10	10	0		
		労働	0	0	0		
		農林水産	5	7	△2		
		商工	6	6	0		
		土木	12	15	△3		
		民生	22	22	0		
		衛生	17	15	2		
	計	109	109	0	<参考> 人口1万当たり職員数 100.58人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 89人)		
教育部門	15	16	△1	・体調不良者の配置換え。			
小 計	124	125	△7	<参考> 人口1万人当たり職員数 114.42人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 107.03人)			
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	4	4	0	・派遣職員帰任に対し職員を補充。		
	下 水 道	4	3	△1			
	そ の 他	5	5	0			
	小 計	13	12	1			
合 計		137	137	0	<参考> 人口1万当たり職員数 126.42人		



- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	10人	12人	13人	17人	8人	29人	17人	15人	4人	7人	3人	137人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	30年	31年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	123	116	118	116	109	109	△14(△11.4%)
教育	21	16	13	16	16	15	△6(△28.6%)
普通会計計	144	132	131	132	125	124	△20(△13.9%)
公営企業等会計計	11	13	13	13	12	13	2(18.1%)
総合計	155	145	144	145	137	137	△38(△24.5%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 275,293	千円 25,883	千円 36,874	% 13.40	% 11.67

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 4	千円 14,931	千円 4,990	千円 3,627	千円 23,548	千円 5,887	千円 6,018

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
大 槌 町	42 歳	280,617 円	349,872 円
団 体 平 均	39.8 歳	294,400 円	336,600 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

大槌町水道事業		大槌町一般会計	
1人当たり平均支給額（4年度） 1,320 千円		1人当たり平均支給額（4年度） 1,517 千円	
（4年度支給割合） 期末手当 2.15 月分 (1.35) 月分		（4年度支給割合） 期末手当 2.15 月分 (1.35) 月分	
勤勉手当 2.25 月分 (0.95) 月分		勤勉手当 2.25 月分 (0.95) 月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～10%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～10%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（5年4月1日現在）

大槌町水道事業			大槌町一般会計		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)			定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	2,444千円	17,451千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

制度無し

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

制度なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度）	1,665 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	555 千円
支給実績（令和3年度）	974 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	243 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給（月額：配偶者6,500円、子1人当たり10,000円、父母等1人当たり6,500円） ※16歳から22歳までの子には、5000円を加算	同じ	—	千円 498	円 166,000
住居手当	月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じて27,000円まで	同じ	—	千円 258	円 86,000
通勤手当	○交通機関利用者 1月当たり50,000円が限度額 45,000円までは運賃相当額を支給45,000円を超える場合は越える額の1/2（最高5,000円）を加算 ○自動車等の交通用具利用者	同じ	—	千円 72	円 24,000

	通勤距離が2キロ以上の場合に、その距離に応じて2,000円から31,600円まで				
管理職手当	管理職にしきゅうされるもので、手当額は管理職の区分に応じ、給料月額4%から10%	同じ	—	—	千円 円
休日勤務手当	休日に勤務を命ぜられた職員に支給（1時間：勤務1時間当たり給与額の135/100）	同じ	—	—	円
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給（勤務1回：4,400円）	同じ	—	—	円

## (2) 下水道事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 898,620	千円 77,915	千円 15,528	% 1.7	% 2.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	全国市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 3	千円 12,604	千円 3,854	千円 3,230	千円 23,548	千円 6,563	千円 6,238

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### イ 特記事項

### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
大槌町	42歳	323,296円	368,003円
団体平均	39.8歳	294,400円	336,600円
事業者	—歳	—円	—円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

大槌町下水道事業	大槌町一般会計
1人当たり平均支給額（4年度） 1,643 千円	1人当たり平均支給額（4年度） 1,516 千円
（4年度支給割合） 期末手当 2.15 月分 勤勉手当 2.25 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（4年度支給割合） 期末手当 2.15 月分 勤勉手当 2.25 月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～10%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当（5年4月1日現在）

大槌町下水道事業			大槌町一般会計		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）			定年前早期退職特例措置 （割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	2,444千円	17,451千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

#### ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

制度無し

#### エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

制度なし

#### オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度）	997 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	250 千円
支給実績（令和3年度）	791 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	264 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給（月額：配偶者6,500円、子1人当たり10,000円、父母等1人当たり6,500円） ※16歳から22歳までの子には、5000円を加算	同じ	—	千円 562	円 187,333
住居手当	月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じて27,000円まで	同じ	—	千円 108	円 36,000
通勤手当	○交通機関利用者 1月当たり50,000円が限度額 45,000円までは運賃相当額を支給45,000円を超える場合は越える額の1/2（最高5,000円）を加算 ○自動車等の交通用具利用者 通勤距離が2キロ以上の場合に、その距離に応じて2,000円から31,600円まで	同じ	—	千円 92	円 23,050
管理職手当	管理職にしきゅうされるもので、手当額は管理職の区分に応じ、給料月額4%から10%	同じ	—	千円 386	円 386,304
休日勤務手当	休日に勤務を命ぜられた職員に支給（1時間：勤務1時間当たり給与額の135/100）	同じ	—	—	円 —
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給（勤務1回：4,400円）	同じ	—	—	円 —